

第3章

ウガンダ 1986、南アフリカ 1994 — 紛争後の包括的政治体制の比較分析 —

峯 陽一

要約：

ウガンダは 1986 年に無党制を、南アフリカは 1994 年に権力分有を導入し、政治紛争を自力で克服した。しかし、安定期が持続するにつれて、ウガンダにおいてはエスニックな対立が、また南アフリカにおいては階級の分裂が表面化しつつある。両国の制度を対照させることで、移行期の規範的制度にかかわる教訓を引き出すことができる。

キーワード：

複数政党制、無党制、権力分有、選挙制度、直接民主制

1. 舞台設定の妥当性

「アフリカの紛争後の課題の研究」という共通課題に沿って、ウガンダと南アフリカを比較することは妥当だろうか。まず、両国には少なくとも表層的な類似があることを指摘しておきたい。その類似とは、①世界に知られる人権侵害のアノマリー状態（アミン独裁、アパルトヘイト）の後、②きわめて不安定な移行期（オボテ政権と内戦、多党間交渉と政治暴力）を経て、③アフリカニスト的レトリックを駆使すると同時に米欧諸国にも支持される大統領のもとで、相対的安定期を迎えた（ムセヴェニ政権、マンデラ＝ムベキ

政権)、ということである。

この二つの国を対比させた有力な先行研究も存在する。マムード・マムダニの『市民と臣民』である。同書でマムダニは、植民地支配を起源とする「農村の慣習法の世界」と「都市の市民社会」の二股の構造化を描き出し、前者としてウガンダ農村、後者として南アフリカ都市を例示した。マムダニによれば、農村に導入される直接民主制は評価されるべきだが、それらは相互に分断されており、全国的な民主政治の展開に結びつかない傾向がある。逆に、都市の市民社会は進歩的な役割を果たすが、西欧近代的価値観を体現するものと認識され、その活動は農村民には受け入れられない傾向がある。そこから、農村と都市を結びつける戦略の重要性が強調される。

ウガンダも南アフリカも、植民地支配を起源とし、20世紀後半を特徴づける基軸的な問題として、激しいエスニックな対立につきまといわれていた（アパルトヘイトも、アフリカーナーという「ホワイト・トライブ」による「部族主義支配」と解釈することができる）。しかし、両国ともに、不安定で暴力的な移行期の終焉とともに、包括的な政治体制へと向かい、内発的な努力によって社会の崩壊を回避することに成功した。ここで内発的というのは、平和構築という名の他者の介入は不要だったという意味である。

両国の政治体制は、エスニックな対立を避けるという相似の至上命題にもとづいて採用されたが、それぞれの制度の内実は対照的な特徴を提示している。本稿では、紛争状況におけるこれら二つの異なる「緊急避難措置」の意義を振り返ったうえで、それぞれの制度が「紛争後」の相対的安定期においてどのような意味をもっているか、暫定的制度の遺産がどのような意味で新たな挑戦に適合しなくなっているかについて、簡単な問題提起を行うことにしたい。

2. 無党制と権力分有

まず、ウガンダの「無党制 No-party system」を説明する。アミン政権崩

壊後の混乱期を経て、1986年、ヨウェリ・ムセヴェニの民族抵抗運動（NRM: National Resistance Movement）がウガンダの中央権力を握った。ムセヴェニは対立する政党の存続を名目的に許したが、政党による選挙運動を禁止した。ムセヴェニの「運動」は政党ではなく、すべてのウガンダ市民は、選挙人も被選挙人も、生まれながらにして「運動」のメンバーだとされた。したがって、候補者は政党に関しては必ず無所属で立候補することになる。そこには、ウガンダの政治的対立は、階級の違いではなく、エスニシティや宗教などのアイデンティティの違いにもとづくものなので、地域的な基盤をもつ政党が競い合う構図になると暴力的な対立関係に陥らざるをえないという認識がある。公共空間としての政治に集合的情念を持ち込むことを禁止するという意味では、世俗主義の究極の姿とも言えるだろう。無党制はユニークな発明であるが、組織としての「運動」が有力な候補者を支援するのが実態であり、一党独裁と変わらない権威主義的な色彩があった。

次に、南アフリカの「権力分有 Power-sharing」を説明する。南アフリカでは、1993年に採択された暫定憲法により、1994年から5年間の時限つきで国民統合政府（GNU: Government of National Unity）が発足した。選挙制度は比例代表制であり、5パーセント以上の票を得た主要政党は、得票率に応じて議席の配分を受けるとともに、同じ割合で閣僚を送り出すことができる。さらに、得票率が20パーセントを超えた政党は、副大統領のうち1名を指名できる。少数政党が閣僚や副大統領を出すことは連立政権の一角を占めることを意味し、多数政党の側が連立を拒むことは禁止される。結局、解放運動であるアフリカ民族会議（ANC: African National Congress）、アパルトヘイトを築いた国民党、そしてズールー民族主義政党であるインカタ自由党（IFP: Inkatha Freedom Party）が連立政府を形成した（ANCのネルソン・マンデラ大統領、国民党のデクラーク副大統領、ANCのターボ・ムベキ副大統領、IFPのガッチャ・ブテレジ内務大臣という布陣であった）。いわゆる「パワーシェアリング」（権力分有）である。国会と州議会の議席は政党が提出した名簿に基づいて配分されるので、議員の選挙民に対するアカウ

ンタビリティは弱い。

3. 対比 — エスニシティの可視性と不可視性

ウガンダの無党制は、存在するエスニシティがあたかも存在しないかのよ
うに暫定的に振る舞うという社会的合意を前提とする。そこでは小選挙区制
の利点が最大限生かされ、農村の末端でも複数の候補者から代表を選ぶ選挙
が定着した。その結果、アフリカではもっとも先進的だと言われる民衆参加
型の地方分権が実質的に進展してきたというのは事実である。小選挙区制は
エスニックな棲み分けの構図を強めかねないため、それに対するカウンター
バランスを求めた結果が無党制だったともいえよう。

ただし、ミクロな参加型民主主義と全国政治の同質性を所与とするウガン
ダの安定は、北部のアチョリ人の排除と表裏一体のものであった。アチョリ
を含む北部は経済発展が相対的に遅れ、イギリス植民地時代から兵士の多く
がリクルートされてきた地域であり、ムセヴェニに打倒されたオケロ大統領
（在任6ヶ月にすぎなかった）もこの地の出身であった。かくしてアチョリ
はNRMによる報復を恐れ、ムセヴェニ政権に反旗を翻すことになる。初期
のアチョリ人の抵抗運動は、若年層が主導権を握り、千年王国的儀礼を通じ
てコミュニティのセキュリティを確保しようとしたものだと解釈できるが、
ムセヴェニ政権の強硬な態度はアチョリ人を原理主義的な神の抵抗軍(LRA:
Lord's Resistance Army)の側に追いやる結果になった。「反テロ」政策の持
続によってセキュリティ・ジレンマが深化した事例である。

上記とは対照的に、エスニシティにもとづく政治を公然と認めた上で、エ
スニック政党の大連合を追求したのが、南アフリカの権力分有であった。特
筆すべきは、比例代表制と強制連立の合意のもとで、新体制の発足時点から、
そこにアフリカーナーのみならずズールー民族主義者をも包含できたことで
あった。かつてはANCの仇敵であったIFPは、連立政治の持続とともに徐々
に穏健化した(1990年代前半には、両者の角逐によって一部の地域は内戦状

態であった)。南アフリカにおいて人種的・エスニックな対立が暴力的紛争に転化する可能性は、少なくとも短期的には消滅したと言ってよい。軍や警察にも、政権に影響を与える力はない。現在の南アフリカの最大の問題とすれば、エリート連合のもとで貧富の格差が拡大していることである。ジニ係数で計測した所得不平等は 0.7 水準、アフリカ人の失業率は 40~50 パーセントに達している。

ウガンダの無党制も、南アフリカの権力分有も、どちらも暫定的な制度であった。ウガンダは 2005 年の国民投票で無党制から複数政党制への移行が承認され、2006 年にはムセヴェニ体制のもとで初の複数政党制選挙が実施されるなど、「ノーマル」な政党政治に向かいつつある。NRM のヘゲモニー政党としての優位が続くのか、エスニックな対立が全国政治の亀裂をもたらすのか、それとも南アフリカ的な包括的エリート連合が産み出されるのかは、今後の政治プロセス次第である。他方、南アフリカの連立もまた段階的に解消され、「ノーマル」な多数派政党支配の原則に復帰した。1997 年には国民党が連立から離脱し（政党としては 2005 年に ANC に吸収）、2004 年には IFP も離脱した。白人主導の最大野党である民主連合（DA: Democratic Alliance）はムベキ政権のいくつかの政策を激しく批判しているが、マーケットフレンドリーな経済政策への批判はほとんど見られない。南アフリカ共産党・南アフリカ労働組合会議は選挙時には ANC の枠内で活動しており、ANC のヘゲモニー政党としての地位は安定しているように見える。

両国の相対的な安定には、広域的な次元も重要な役割を果たしている。ウガンダ北部の LRA はスーダン政府の支援を受け、逆にウガンダ政府はスーダン南部の反政府勢力である人民解放軍（SPLA）を支援するという構図が続いていたが、スーダンが和平の方向に動くとともに入れ子細工の不安定化工作の必要性は弱まり、2006 年 8 月にはムセヴェニ政権と LRA の停戦が成立した。他方、ジンバブエを除いて、南部アフリカの紛争はほぼ終結しており、鉱物資源が豊富な地域経済へのゲートウェイとして、南アフリカは空前の好況を経験している。新たな経済機会のもと、南アフリカのエリート連合

の権力ブロックは安定化しており、それが南アフリカ内部の格差の拡大をいっそう悲劇的なものになっている。

4. 考察

紛争から平和への移行にあたり、ウガンダと南アフリカのそれぞれの文脈において、無党制と権力分有という包括的政治体制は十分に有効であった。指摘してきたような限界はあるにせよ、両国の現代史において相対的にもっとも民主的な体制が成立したことは明らかである。移行局面において、複数政党制や二大政党制を規範視し、それらをローカルな文脈を無視して移植しようとする態度は危険である。紛争後の体制の安定度のみを考えるなら、政治体制は可能な限り包括的であることが望ましい。包括性という意味においては、白人右翼勢力とズールー民族主義者を取り込むことに成功した南アフリカの移行の経験は貴重である。ウガンダは北部の勢力を国民的和解に引き入れることに失敗し、20年にわたって内戦が持続する結果になった。

しかし、紛争からの緊急避難措置として見る限り、ウガンダの無党制方式の独自の意義を単純に否定することはできないように思う。一党独裁への近さ、そしてムセヴェニ個人独裁への傾斜を理由として、国際社会とりわけ欧米の研究者は、南アフリカの権力分有への手放しの評価とは対照的に、ウガンダの経験をあまり評価してこなかった。だが、あらためて強調しておく、地方レベルの直接民主制がウガンダ政治のルーティーンとして根づいたことは、高く評価すべきである。北部を除くウガンダの政治的安定は、軍事力や警察力、言論の抑圧ではなく、多数派農村民の草の根の政治的意志の表明を通じて実現された。2004年の都市化率の統計を見ると、南アフリカは57.4パーセント、ウガンダは12.4パーセント、サハラ以南アフリカの平均が36.4パーセントである。農民を巻き込むことなしに、ウガンダの政治的安定はありえない。アフリカ一般について世襲の首長による伝統的な農村支配の崩壊を政治的不安定化と結びつける議論もあるが、秘密投票による代表選挙がウ

ガンダの活力ある農村生活の一部として根を下ろしたことの意義を、過小評価してはならないだろう。

だが、ウガンダでも南アフリカでも、移行期に採用された体制が日常化した段階で、次の課題が表面化することになる。ヘゲモニー政党の権力の濫用を有効に抑制できるような、競争的多党制を根づかせることができるかどうかは問われるのである。南アフリカにおいては、政党エリートの連合によって黒人のおよそ半数がアンダークラス化し、政治的な代表権を行使する意欲を失いつつある。他方、複数政党制が導入されたウガンダにおいては、選挙区ごとに政党地図がくっきりと色分けされ、全国政治の「分派化」が再び表面化する傾向が見えてきている。小選挙区制は大政党の成長を促すとされるが、これは比較的均質な国を想定した教科書的な理解であり、民族や言語、宗教による地域間の分裂が目立つ国では、小選挙区制は地域政党の分立による全国政治のモザイク化を促す傾向があると考えられる。ムセヴェニのNRMに対する農村での支持が比較的強いことを考えると、ウガンダ政治の「ジンバブエ化」の危険さえ想定される。

まずもって協調と共生の政治文化を育成することが重要であるが、エンジニアリングが可能な選挙制度に関して言えば、南アフリカにおいてウガンダ的な選挙区制の要素を導入すること、また、ウガンダにおいて南アフリカ型の比例代表制の要素を導入することも、検討されてよいだろう。南アフリカにおいては、都市の失業者を含めた選挙区の住民の意志を代弁する代議制の再構築が求められているからであり、ウガンダにおいてエスニックな境界線をまたぐ全国政党が成長するためには、理念で結びついた政党に人々が投票し、かつ、それが死票にならないことが重要になるからである。

紛争後の社会に多党制にもとづく多数政党支配の原理を一気に導入するのは概して危険であり、少なくとも暫定的には、ここで検討した無党制や権力分有のような緊急避難措置の有効性が認識されなければならない。しかし同時に、こうした制度が永続化し、権威主義体制やエリート連合が固着することになると、社会に新たな亀裂が生まれてくる可能性がある。規範の複数性

と、優先度の状況的な差異を承認し、それらを移行の段階に応じて適用する
技芸が求められているように思われる。

参考文献

- Amaza, Ondoga ori. 1998. *Museveni's Long March from Guerrilla to Statesman* (Kampala: Fountain Publishers).
- Anguria, Omongole R. 2006. *Apollo Milton Obote: What Others Say* (Kampala: Fountain Publishers).
- Apter, David E. 1961. *The Political Kingdom in Uganda* (Princeton: Princeton University Press)
- Atkinson, Ronald R. 1994. *The Roots of Ethnicity: The Origins of the Acholi of Uganda before 1800* (Philadelphia: University of Pennsylvania Press).
- Behrend, Heike. 1999. *Alice Lakwena and the Holy Spirits: War in Northern Uganda 1986-97* (Oxford: James Currey).
- Bratton, Michael, and Gina Lambright. 2001. "Uganda's Referendum 2000: The Silent Boycott." *African Affairs* 100(400): 429-452.
- Bunker, Stephen G. 1987. *Peasants against the State: The Politics of Market Control in Bugisu, Uganda, 1900-1983* (Urbana: University of Illinois Press).
- Carter, Gwendolen M. 1966. *National Unity and Regionalism in Eight African States* (Ithaca: Cornell University Press).
- Cowen, Michael, and Liisa Laakso. 1997. "An Overview of Election Studies in Africa." *Journal of Modern African Studies* 35(4): 717-744.
- Dinwiddy, Hugh. 1981. "The Search for Unity in Uganda: Early Days to 1966." *African Affairs* 80(321): 501-518.
- Doom, Ruddy, and Koen Vlassenroot. 1999. "Kony's Message: A New

- Koine? The Lord's Resistance Army in Northern Uganda." *African Affairs* 98(390): 5-36.
- Fountain Publishers. 2005. *Uganda Districts Information Handbook, Expanded Edition 2005-2006* (Kampala: Fountain Publishers).
- Furley, Oliver, and James Katalikawa. 1997. "Constitutional Reform in Uganda: The New Approach." *African Affairs* 96(383): 243-260.
- Gertzel, Cherry. 1980. "Uganda after Amin: The Continuing Search for Leadership and Control." *African Affairs* 79(317): 461-489.
- Goetz, Anne Marie. 2002. "No Shortcuts to Power: Constraints in Women's Political Effectiveness in Uganda." *Journal of Modern African Studies* 40(4): 549-575.
- Hansen, Holger Bernt, and Michael Twaddle eds. 1991. *Changing Uganda: The Dilemmas of Structural Adjustment and Revolutionary Change* (London: James Currey).
- Hauser, Ellen. 1999. "Ugandan Relations with Western Donors in the 1990s: What Impact on Democratisation?" *Journal of Modern African Studies* 37(4): 621-641.
- Hughes, A.J. 1963. *East Africa: The Search for Unity* (Harmondsworth: Penguin).
- Ingham, Kenneth. 1958. *The Making of Modern Uganda* (London: George Allen & Unwin)
- Kasfir, Nelson. 1976. *The Shrinking Political Arena: Participation and Ethnicity in African Politics, with a Case Study of Uganda* (Berkeley: University of California Press).
- 2000. "'No-Party Democracy' in Uganda." *Journal of Democracy* 9(2): 49-63.
- Khadiagala, Gilbert M. 1993. "Uganda's Domestic and Regional Security Since the 1970s." *Journal of Modern African Studies* 31(2): 231-255.

- Lewis, W. Arthur. 1965. *Politics in West Africa* (Toronto and New York: Oxford University Press).
- Lijphart, Arend. 1977. *Democracy in Plural Societies: A Comparative Exploration* (New Haven and London: Yale University Press).
- 1985. *Power-Sharing in South Africa*. Policy Papers in International Affairs No. 24. Institute of International Studies, University of California at Berkeley.
- Mamdani, Mahmood. 1976. *Politics and Class Formation in Uganda* (London: Heinemann).
- 1984. *Imperialism and Fascism in Uganda* (Trenton, N.J.: Africa World Press).
- 1996. *Citizen and Subject: Contemporary Africa and the Legacy of Late Colonialism* (Princeton, N.J.: Princeton University Press).
- 2005. "Reconcile with the Living, Not Just the Dead: An Open Letter to President Museveni, December 4, 2005." *New Vision* and *The Monitor* (Kampala), December 5, 2005.
- Mittelman, James H. 1975. *Ideology and Politics in Uganda: From Obote to Amin* (Ithaca: Cornell University Press)
- 峯陽一. 2000. 「紛争処理における多極共存型統治モデルの可能性 — 南アフリカ共和国の事例から」 (峯陽一・畑中幸子編『憎悪から和解へ — 地域紛争を考える』京都大学学術出版会).
- Museveni, Yoweri. 1985. *Selected Articles on the Uganda Resistance War* (Kampala: NRM Publication).
- 1997. *Sowing the Mustard Seed: The Struggle for Freedom and Democracy in Uganda* (London: Macmillan).
- 2000. *What is Africa's Problem* (Minneapolis: University of Minnesota Press, 2000).
- Omara-Otunnu, Amii. 1992. "The Struggle for Democracy in Uganda,"

Journal of Modern African Studies 30(3): 443-463.

Ropa, Denis. 1998. *L'Ouganda de Yoweri Museveni* (Paris: L'Harmattan).

Sartori, Giovanni. 1976. *Parties and Party Systems: A Framework for Analysis* (Cambridge: Cambridge University Press) ジョヴァンニ・サルトーリ (岡沢憲芙, 川野秀之訳) 『現代政党学 — 政党システム論の分析枠組み』早稲田大学出版部、2000年。

-----1994. *Comparative Constitutional Engineering: An Inquiry into Structures, Incentives and Outcomes* (Basingstoke: Macmillan) ジョヴァンニ・サルトーリ (工藤裕子訳) 『比較政治学 — 構造・動機・結果』早稲田大学出版部、2000年。

Seekings, Jeremy, and Nicoli Nattrass. 2005. *Class, Race, and Inequality in South Africa* (New Haven and London: Yale University Press).

Sparks, Allister. 1996. *Tomorrow Is Another Country: The Inside Story of South Africa's Road to Change* (Chicago: University of Chicago Press).

Tangri, Roger, and Andrew Mwenda. 2001. "Corruption and Cronyism in Uganda's Privatization in the 1990s." *African Affairs* 100(398): 117-133.

Therkildsen, Ole. 2002. "Uganda's Referendum 2000: The Silent Boycott: A Comment." *African Affairs* 101(403): 231-241.

Tripp, Aili Mari. "The Politics of Autonomy and Cooptation in Africa: The Case of the Ugandan Women's Movement." *Journal of Modern African Studies* 39(1): 101-128.

Van Acker, Frank. 2004. "Uganda and the Lord's Resistance Army: The New Order No One Ordered." *African Affairs* 103(412): 335-357.

吉田昌夫. 1990. 『東アフリカ (アフリカ現代史2)』山川出版社.

World Bank. 2006. *Africa Development Indicators 2006* (Washington D.C.: World Bank).

【Appendix】

死者だけでなく、生者とも和解する マムード・ムダニからムセヴェニ大統領への公開書簡 (2005年12月4日)

正義を追求していたはずなのに、いつから復讐を求めることになってしまったのでしょうか。この問題こそが、政治的継承と北部における戦争の持続という、この国 [ウガンダ] を苦しめている二つの課題の核心に位置しています。これらの課題に私たちがどう反応するかが、次の世代に引き継がれていく貴殿の遺産と政治的未來を、形づくっていくことになるでしょう。普通の市民が常識的な礼儀をわきまえず、大統領に公開書簡を送りつけるというのは、大それた行為だと思われるかもしれませんが、しかし、貴殿におかれては、私が政治的な効果を求めているというのではなく、異常な状況における尋常ならざる反応として、この書簡を受け取っていただくよう強くお願いするものです。

政治的継承

親族以外には権力を移譲したがるらないというのは、アフリカと中東では広く見られる現象です。権力の座にある者がそれに執着するのは驚くべきことではありませんが、それが可能だというのは驚くべきことです。政治制度の弱さの反映として権力の移譲が拒否されると、政治制度はますます弱くなります。その結果、立憲共和制でさえも、ますます君主制に似てくるということになるわけです。

「第3期」問題と、最大野党の党首キイザ・ベシジェに対する最近の告訴という問題は、双方ともに、この文脈に照らして理解すべきだろうと思います。「第3期」論争という言い回しは誤解を招きます。というのも、大統領は3期目の任期ではなく、連続6期目を求めておられるからです。同様に、

ベシジェ氏がレイプおよび反逆罪を犯したかどうかには焦点が当てられているのも、誤解を招きます。そうした罪状が真実かどうか判断するのは裁判所、つまり民間法廷と軍事法廷の仕事ですが、告訴をするかどうか、そして、告訴するならいつするかを決める力をもっているのは、政府当局の側です。単純な話です。なぜ 1993 年のレイプの疑惑が、12 年も後になって法廷に持ち込まれるのでしょうか。そして、ゲリラ闘争を行う意図があり、それを準備することが、なぜ反逆罪の証拠だと解釈されるのでしょうか。ゲリラ闘争を通じて 1986 年に権力についてのウガンダの政治エリートは今では与党と野党に分かれています、「森に帰る」という約束は、そのような人々に共通する政治的語彙の一部になっているはずです。

結局のところ、法廷でさえ不承不承に正統性を認めることになった問題の多い 2002 年選挙の後の期間をめぐる、より重要な事実というのは、野党は実際には森に帰らなかった — 野党が森に帰ることについて語っており、その準備をしていたにしても — ということなのではないでしょうか。大統領閣下、私が申し上げたいのは、この事柄については法的というよりむしろ政治的な課題に焦点を当てる必要がある、ということです。

これらの疑惑の真実を明らかにするのは法廷です。しかし公衆は、たいへんな論争の的になった憲法改正に続く選挙を数ヶ月後に控えた今、野党の疑問の余地なき指導者に対してこれらの罪状を突きつけることの政治的なコストについて、つまりは政治的な分別について、関心をもたなければなりません。今日の状況と、貴殿が権力の座についた 20 年前の状況を比べてみれば、問題はあっというまにはっきりするでしょう。

歴史は、1986 年以降の「幅広い土台」にもとづく政府の建設を、NRM 政府の主要な政治的貢献と見なし、その真価を認めることになるだろうと私は信じます。NRM は、ウガンダ全体として、政治目標のために暴力に訴えた人々を法廷に引き出すことを要求するだけの政治的支持を自分たちが受けていないことを認識していましたが、この幅広い土台は、そのような文脈に反応するものでした。NRM は、これらの人々を法廷に引きずり出すかわりに、

政治取引を持ちかけました。目的を諦めなくてもよいから、暴力に訴えることを諦めよ。そうすれば権力を分かち合ってもいいし、政権党の役得を与えてあげてもいい。幅広い土台にもとづく政府において地位を得た者で、裁判所が取り上げるような種類の罪状で告発されかねない者が、いったいどれほどいたことでしょうか。これを何と呼ぶべきでしょうか。法的には正当化できない免責。それとも、政治的に正当化できる和解。答えは明確です。後者だったのです。

1986年の教訓は、2006年にも実によく当てはまります。1986年と同様、今日でも、政治階級と市民のそれぞれが深く分断されています。分断された国、とりわけ近年内戦を経験した国における選挙制度の要点は、軍事の舞台から政治の舞台へと戦いをシフトさせ、そうやって政治的競争を脱軍事化することです。貴殿はベシジェ氏を裁判にかけようとしています — 彼の罪状が真実であれどうであれ — 、そのことが、まさにこの達成をリスクにさらしているのです。

北部における戦争

北部の戦争は、長期にわたって、地方的な意味を持つ地方的な事件として煮えたぎっているように見えていました。大部分の人々はその管理を政府に甘んじて任せてきましたが、それにしても、なぜ戦争が終わらないのか、なぜ平和交渉のすべてのラウンドが、軍事的な手詰まり状態のもとで軍事的な勝利を求めようとする好戦的な言辞によって中断されるのか、ますます多くの人が自問するようになっていました。政府は北の方を指さして、スーダン政府の介入のせいにしていました。しかし、スーダン内部においてさえ戦争が終わった今となつては、そのような説明はもはや十分なものではありません。北部戦争が20年にわたって続いていることについて、ウガンダ人は内部に説明を求めなければならなくなっているのです。

事実は不可解であるのと同じくらいに明白です。第一に、LRAのゲリラは

数千人ではなく数百人だと推測されており、彼らは単純な訓練しか受けておらず、軍事技術も初歩的です。第二に、LRA が民間人を餌食にする一方で、政府の側は地元住民の大部分（百万人以上）を有刺鉄線で囲まれた収容所に閉じこめており、十分な安全も、食糧も、医薬品も提供していません。私は2年前、およそ1万5千人が閉じこめられている収容所を訪問しました。そこは15名の武装した兵士によって「防衛」され、LRA の周期的な襲撃を受けていました。最近の数字を見ると、公式統計でも非公式統計でも、収容所での過剰死亡は LRA によって殺害された者の数を上回ることが示されています。最後に、当然の結果として、地元の住民の大部分は LRA と政府の両方から距離を置き続けているように思われます。それでは、北部の戦争が続いているのは、いったいなぜでしょうか。

その答えは復讐、つまり正義の追求として合理化された仇討ちだ、ということなのではないでしょうか。それとも、政治的な利益を追求しているということなのではないでしょうか。時間が経つにつれて、これらの主張は両方とも説得力をもちつつあります。第一に、現在の戦争によってますます多くの政府予算が軍事費に振り向けられるようになっており、そのことで、戦争を継続しようとし、交渉による解決に反対するような活発な勢力が軍部に形成されているのではないのでしょうか。第二に、防衛予算は IMF のような外部機関による精査から比較的逃れやすいことを知っている文民指導者のおかげで、この勢力はますます増長しているのではないのでしょうか。第三に、北部の戦争が継続的な軍事的動員の舞台を提供しているという事実には照らして考えると、ウガンダによるすべての主要な地域介入 — ルワンダであれ、コンゴであれ、スーダンであれ — が北部から実行されてきたことが、重要なのではないのでしょうか。第四に、北部の社会の残虐化 — とりわけ百万人を超える収容者 — 、そして政治が軍事的に歪んでしまっていることが、戦争のもっとも明白な帰結なのではないのでしょうか。第五に、政府がウガンダ内部の「反テロ戦争」を政治的に解決しなければならなくなる場合を想定し、「コニー」を翼の反対側、つまり住民に対する脅威として描き出すことで、それに応じた政治的効果が

得られるということではないのでしょうか。そして最後に、北部におけるこの「反テロ戦争」の持続は、貴殿の政府にグローバルな「反テロ戦争」の frontline 国家という地位を与え、そうやってアメリカの政治的傘のもとで無批判的な保護を与えられることになっているのではないのでしょうか。

これらの疑問に確実に答えられる者はいませんが、これらを見做せる者もいません。ひとつだけ確かなことがあります。意図的であるにせよ、そうではないにせよ、北部における戦争のコストが私たち全員にとってますます大きくなっていることを、上で述べた帰結のすべてが明らかにしているのです。

課題は、免責ではなく、和解である

北部の戦争行為は、国際刑事裁判所（ICC）の登場によって、ますます複雑になっています。ICC は、法において「人道に対する罪」と定義されるような民間人に対する大規模な残虐行為について、政府の責任を問うために設置されました。そうであるからこそ、北部の武装収容所に百万人を超える民間人が収容され、そこでは適切な安全も、食糧も、医薬品も提供されていないことが、ICC の主要な関心事にならざるをえなかったわけです。

しかし、ICC は、その司法機関の焦点を紛争の一方の側、つまり LRA だけに向けることを選びました。反乱者を裁こうする一方で、政府の側には免責を提供することで、ICC は北部戦争の解決に貢献するのではなく、その継続を助長することになっています。ICC がウガンダにおいて政治的に孤立しているのも、不思議ではありません。ICC は経験が不足しているにもかかわらず、成果を上げるよう大きな圧力を受けています。自らのウガンダ北部への関与が急速に政治的法的な茶番へと化しつつあることを、ICC は認識しなければなりません。その歴史の浅い任務における最初の大失敗を避けようとするなら、ICC は、この茶番から一步退く必要があります。

大統領閣下、私は、オボテ前大統領の死去を受けてあなたが和解の必要性

について語ったときに、勇気づけられた者の一人です。大統領閣下、私は、あなたが 1986 年の約束を実行するように強く求めます。それは、和解を死者のために留保するのではなく、それを生きる者にもさしのべるという約束です。とりわけ私は、二つのことを提案したいと思います。まず第一に、ベシジェ博士と LRA の指導者の両方に適用されるほどに幅広い規定をもつような、国民的和解。そして第二に、北部において通常の市民生活を回復するための最初の一步としての、収容所の解体。

これが、今日のウガンダにおいて持続的な政治共同体と発展可能な法の支配とを建設していくための、もっとも重要な条件なのです。

敬具

マムード・マムダニ

【解題】

上に訳出したのは、Mahmood Mamdani, “Reconcile with the Living, not just the Dead”の全文である。マムダニはインド系ウガンダ市民として、1947年にウガンダの首都カンパラで生まれた。1962年のウガンダ独立後、奨学金を得てハーバードで学び、帰国したが、イディ・アミン独裁時の大規模な迫害によってイギリスに逃れた。タンザニアのダルエスサラーム大学を経てウガンダに帰国し、1980年から93年までマケレレ大学で教える。その後はケープタウン大学、現在はアメリカ合衆国のコロンビア大学教授。主要著作として、ウガンダと南アフリカの比較研究である『市民と臣民』（1996年）、ルワンダの虐殺を扱った『犠牲者が殺人者になるとき』（2001年）、9/11後のアメリカの政治文化を論じた『良いムスリム、悪いムスリム』（2004年）などがある。マムダニを「何学者」と呼ぶかというのは難しいが、まずはアフリカ研究者であり、政治学者であり、歴史学や人類学にも知見があり、マルクスを読み、アナキズムに肩入れし、ポスト・モダン思想も熟知するが、主張は常に明解である。今のマムダニは、アフリカ研究を超えて、現代アメリ

カを代表する左派知識人の一人に数えられる。妻は著名な映画監督のミラ・ナーイル（作品に「サラーム・ボンベイ!」、「ミシシippi・マサラ」、「モンスーン・ウェディング」「悪女（ヴァニティ・フェア）」などがある）。

この公開書簡は、ウガンダの二つの主要全国紙 *New Vision* と *The Monitor* の 2005 年 12 月 5 日号に掲載された。危機的な調子が強いのは、直後の 2006 年 2 月に総選挙（大統領選と国会議員選挙の同時実施）を控えていたからであろう。ムムダニによるムセヴェニ体制批判は痛烈だが、少なくともマスコミでの言説に関する限り、ウガンダの言論の自由は（東アジアの多くの国々以上に）保障されており、掲載紙のひとつ *New Vision* は政府系新聞である。この書簡のテキストはインターネットでも広がり、訳者も友人から電子メールで受け取った。印刷されたテキストとしては、たとえばスウェーデンの北欧アフリカ研究所の *News from the Nordic Africa Institute*, No.1, January 2006 などにも採録されている。

ムムダニは、この書簡では政治的継承と北部の戦争という二つの問題を論じている。政治的継承というのは、まずは任期の延長問題である。ムセヴェニは 1986 年の権力奪取の後、十年後の 1996 年に初めて全国選挙を通じて大統領に選ばれ、2001 年に再選されたが、憲法では大統領の任期は 5 年×2 期までとなっているため、本来なら 2006 年が辞任の年になるはずだった。しかし、この三選禁止規定は 2005 年 8 月の国会で撤廃され、ムセヴェニは 2006 年の大統領選挙にも立候補することになった。ムムダニが「6 期目」と述べているのは、1986 年から 5 年ずつ数えて 2011 年の選挙にも出馬するつもりなのか、ということだろう。個人独裁の傾向が強まる一方で、ウガンダ政府は 2005 年 7 月に国民投票を実施し、複数政党制への移行を果たしている。こうした硬軟とりまぜた政治手法が、ムセヴェニ流である。

ただし、ムセヴェニ大統領の支持基盤は必ずしも強固ではない。過去 3 回の大統領選挙の得票率は 75.5 パーセント（1996 年）、69.3 パーセント（2001 年）、59.26 パーセント（2006 年）と漸減している。都市圏の有権者に限れば、すでに圧倒的に野党支持者が多い。アミン時代のような強権的独裁にだ

けは戻りたくないというのがウガンダ人の共通感情であり、ムセヴェニの支持率が低下するなかで強硬姿勢が続けば、近い将来に大統領の交替は不可避になるだろう。南アフリカのマンデラ大統領が1期5年で引退したことを引き合いに出すのは意地悪かもしれないが、それにしても、特定の政治家が20年も権力の座にとどまるのは長すぎる。最大野党FDC（民主的変革のためのフォーラム）党首ベシジェは元NRM幹部で、ゲリラ戦争時代はムセヴェニの医官であり、ムセヴェニ政権成立時の内務大臣であり、その妻はムセヴェニのガールフレンドだったこともある。この書簡でmamダニが懸念しているのは、近親憎悪的な対立によって全国的な政治的安定性が損なわれるという事態である。政敵ベシジェの裁判については、2007年1月にレイプ疑惑の件について無罪が言い渡され、現在は反逆罪の方が係争中である。

ムセヴェニ大統領はmamダニの書簡をどのような気持ちで読んだか、様々に想像してみることはできる。すでに自らが下した決断を批判されて激怒したのかもしれないし、「そのようなことは織り込み済みだ」と思ったのかもしれない。この書簡のあと、急激に状況が変わったのは北部の戦争であり、ムセヴェニ政権がジョゼフ・コニーをはじめとするLRA指導者に恩赦を与える（国際司法裁判所に起訴の保留を要請する）という条件で、2006年8月26日に、とりあえず停戦合意が結ばれた。だが、国際司法裁判所や真実委員会の活動が問題になるすべてのケースと同様、ここでも被害者がどのような形で納得するのかという問題がある。ここでmamダニは、全国的な内戦の再来よりも和解を優先させるべきだという明解な主張を押し出しているが、これにはムセヴェニに批判的なウガンダ人のなかからも、異論があるだろう。

マンデラ政権の成立直後に南アフリカのケープタウンに移り住んだことを考えても、また、ウガンダと南アフリカの比較研究が一時期のmamダニの研究テーマだったことを考えても、mamダニが南アフリカの経験から影響を受けているのは明らかである。mamダニは、1986年のウガンダの「幅広い土台」にもとづく和解の政府と、1994年の南アフリカの国民統合政府を重ね合わせながら、この書簡を執筆したことだろう。mamダニは著名なアメリカの学者

としてムセヴェニ大統領を一方的に批判する論説を發表することもできたはずだが、書簡という形をとって大統領に直接呼びかけたのは、善政への期待の裏返しだと言えないこともない。この書簡には、ムセヴェニが実現させた1986年体制の懐古を込めた再評価の筆致が息づいている。今のムセヴェニは、20年前の自分自身を裏切っているというのである。

現在のムセヴェニ体制への外部（とりわけ欧米諸国）からの評価は、ママダニが指摘するように「反テロ戦争」の拠点としてウガンダの政治的安定を称揚する流れと、それとは逆に、ムセヴェニ大統領とジンバブエのムガベ大統領を同列の独裁者と見なす流れとに両極分解している。しかし、これらの外部からの評価がウガンダの現代史を考慮に入れることは、あまり多くない。ママダニの公開書簡は率直で遠慮がないが、ウガンダで生まれ育った知識人によるメッセージとして、傾聴に値する。

（訳・解題 峯陽一）